

第1回入善町農業委員会議事録

平成23年8月1日午後3時00分から第1回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 綿利秋	2番 中島茂樹	3番 泉征幸	4番 長田昭
5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫	7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎
9番 眞岩確成	10番 舟見友憲	11番 窪野俊和	12番 酒井良博
13番 小森幸久	14番 大井博史	15番 鬼原征彦	16番 米山義隆
17番 福島信子	18番 若島せつ子		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会 課長代理	清田和憲
入善町農業委員会 主事	上田安彦
入善町農業委員会 主事	田中優子
入善町農業委員会 主事	小林和輝

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり。

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	議席決定の件
日程第4	会期及び議事日程の件
日程第5	議事録署名委員決定の件
日程第6	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第7	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第9	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

竹島事務局長

本日は、お忙しい中、改選後、初の総会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の竹島です。

この度の農業委員会委員の改選により、ご就任されました委員各位には、心からお喜びを申し上げます。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、改選後の第1回入善町農業委員会を開催いたします。

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定により、改選後、最初に行なわれる委員会は、市町村長が召集することになっておりますので、本日の委員会は米澤町長が召集したところであります。

まず最初に、米澤町長が開会の挨拶を申し上げます。

米澤町長

第1回入善町農業委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の任期満了に伴う農業委員会委員の改選により、農業委員に就任されました皆様方には、心よ

りお祝い申し上げます。

無投票ではありましたが、選挙で当選された委員が11名、そして、農協、共済組合、土地改良区、町議会からの推薦に基づいて選任された委員が7名、合計18名の委員の皆さんには、これから3年間の任期の間、本町の農業振興のために、格別なご尽力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

今回の改選では、選任による委員の7名全員と、選挙による委員11名のうち6名が再任ということで、経験豊富な委員が大勢おられますので、安心してお任せできるものと思っております。

また、新人5名の方には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、私は終始一貫して、町の基幹産業は農業であると言い続けてまいりました。

町の全域に広がる、広大で肥沃な農地は、他に誇るべき、大切な財産であり、町にはこれを末永く守っていく責務があります。

町一番の特産品であります入善産コシヒカリは、町内外からも大変美味しいと高い評価をいただいております。

また、入善ジャンボ西瓜やチューリップ球根などの農作物も、本町の特産品として全国に出荷されており、これらの生産技術も後世に伝えていかなければなりません。

そのためには、農業が経営的に成り立つ環境を整備することが最重要課題であり、経営規模の更なる拡大はもちろんのこと、多角経営化や6次産業化の推進など、農業の基盤強化と経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければならないと考えております。

しかし、今日、米価の下落やTPP問題など、わが国の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、経営的に成り立つ農業を実現することは、決して容易なことではありません。

本町の農業が生き残っていくためには、将来に亘る優良農地の確保と担い手の育成、高品質で安全な農産物の生産技術の確立、そして総合的な評価としてのブランド化、それに伴う販売力の強化など、強い農業の実現が求められております。

そして、その実現のために農業委員会が果たすべき役割は、大変大きいものがあると考えております。

農業委員会には、今後とも、農地の利用集積の促進や、担い手の掘り起こし、耕作放棄地のない町の実現など、農地を守り、農業を振興する施策を、積極的に推進していただきますようお願いいたします。

そして、農業委員の皆さんには、地域の世話役、農家の良き相談役として、頼りにされるような存在になっていただきたいと願っております。

結びになりますが、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

竹島事務局長

米澤町長ありがとうございました。なお米澤町長におかれましては、公務のため、これにて退席いたします。

<米澤町長退席>

竹島事務局長

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

事務局

それでは、座席順に紹介させていただきます。入善地区選出で新任の綿利秋委員、上原地区選出で新任の中島茂樹委員、青木地区選出の泉征幸委員、飯野地区選出で新任の長田昭委員、同じく飯野地区選出の小澤吉孝委員、小摺戸地区選出の福澤満夫委員、新屋地区選出の寺崎敏明委員、桐山地区選出の鍋嶋太郎委員、横山地区選出で新任の眞岩確成委員、舟見地区選出の舟見友憲委員、野中地区選出で新任の窪野俊和委員、以上の11名の方が選挙で当選された委員です。

続いて、法律に基づいて各関係機関から選任された委員です。みな穂農業協同組合推薦、みな穂農業

協同組合常務理事の酒井良博委員、新川地域農業共済組合推薦、新川地域農業共済組合理事の小森幸久委員、入善土地改良区推薦、入善土地改良区理事長の大井博史委員、続いて紹介するのは、入善町議会推薦の方4名です。入善町議会議員で産業教育常任委員会委員長の鬼原征彦委員、農業生産法人有限会社米山農産の代表取締役の米山義隆委員、女性委員で担い手農家の福島信子委員、同じく女性委員で担い手農家の若島せつ子委員、以上18名になります。

委員の皆様のご紹介をさせていただきましたが、初回でありますので、事務局職員の紹介もさせていただきます。

<事務局職員自己紹介>

竹島事務局長

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、臨時議長指名の件についてであります。

地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

<異議なしの発言>

竹島事務局長

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります大井委員に臨時議長をお願いいたします。

臨時議長（大井 博史）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました大井です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

入善町農業委員会の委員定数は18名であります。

本日、出席された委員は18名全員で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本委員会が成立しております。

次に日程第2、選挙第1号、入善町農業委員会会長互選の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第1号、入善町農業委員会会長互選の件が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。

なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者を以って当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（大井 博史）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

<全員異議なし>

臨時議長（大井 博史）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長候補者を推薦願います。

鬼原委員

今、農政は混迷しております。この難局において農業委員会の果たすべき役割は、大変重要であります。ゆえに会長職には、豊かな経験とリーダーシップが求められます。これらを鑑み、前任の農業委員会会長である鍋嶋委員が適任であると考えます。鍋嶋委員は、今日にいたるまで耕作放棄地問題等にリーダーとして積極的に取り組んでこられました。このような実績から、鍋嶋委員を再任いただくよう、議長にはお諮り願います。

臨時議長（大井 博史）

ただ今、鬼原委員から、会長候補者として鍋嶋委員の推薦がありました。

お諮りいたします。鍋嶋委員を以って、本案件の当選人と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

<起立全員>

臨時議長（大井 博史）

起立全員であります。

よって、入善町農業委員会会長に鍋嶋委員が選出されました。鍋嶋委員が議場におられますので、ただ今の会長決定を以って当選人に対する告知とさせていただきます。

鍋嶋委員

私から一言よろしいでしょうか。

臨時議長（大井 博史）

会長に当選されました鍋嶋委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

鍋嶋委員

鍋嶋です。皆さん今ほどは、選任いただきありがとうございます。今期もよろしく願います。私は、今回で4期目でありまして、1期目は議会推薦でした。2期目は選挙で農業委員となり、その時の会長が井林前会長で、私は職務代理者の職をあずかりました。3期目から会長を務めることになりました。今年で10年目になりますが、今、農業委員会という組織は、残念ながら、全国的にあまり立場がよくありません。農業における農業委員会というのは、食料自給率の面からも、大変大きな役割を担っていると思いますが、全国的にはそのような認識は伝わっていないようです。だからこそ、地方自治から、入善町から、頑張って農業経営だけで生活が成り立つ国にしたいと考えております。

先ほどの話にもありましたが、入善町は耕作放棄地が少ない町です。残っている耕作放棄地は1ヵ所だけで、約30aです。舟見にあった耕作放棄地は、去年1年をかけ、みな穂農協青年部と商工会青年部が協力してそばやとうがらしを栽培しており、ようやく軌道にのってきました。このような活動を引き続き頑張りたいと思っております。また皆さんの忌憚のない意見を政策提言として町の議案で取り上げていただきながら、農業を良い方向に持っていければと思います。

では皆さん、3年間一緒に頑張りましょう。よろしく願います。

臨時議長（大井 博史）

それでは新会長が選出されましたので、これをもって新会長に議長を交代し、臨時議長は議長席を降壇します。

皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

竹島事務局長

臨時議長には、大変お疲れ様でした。

ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長には議長席に着席願います。

<議長交代>

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、ここから先は、私の方で議事進行を努めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、日程第3、議席決定の件を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆さんがお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うこととなります。

議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることになっております。

お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配布させます。

<事務局が議席案を配布>

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配布しました議席案のとおりであり、今ほど座っておられる席のとおりであります。

まず、選挙による委員の議席は、各々の住所で町の行政区順に1番から11番までとし、同一行政区内に2名以上の委員がいる場合は、在任期間の短い委員を若い議席番号としました。

次に農業委員会等に関する法律第12条第1項第1号の規定に基づく選任による委員のうち、農業協同組合からの推薦委員は12番、農業共済組合からの推薦委員は13番、土地改良区からの推薦委員は14番としました。

また、同法同条同項第2号の規定に基づき、議会推薦された選任委員については、在任期間の短い委員を若い議席番号とし、在任期間が等しい場合は年齢の若い順とし、15番から18番までといたしました。

それでは、お諮りします。

議席は、お手元に配布した議席案のとおり指定したいが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は議席案のとおり指定することに決定いたしました。

なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。

次に日程第4、会期及び議事日程の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日限りとし、日程は、議事終了までといたしたいが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、会期を本日一日限りとし、日程は議事終了までとすることに決定いたしました。

次に、日程第5、議事録署名委員決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の選出については、議長が指名することといたしたいが、ご異議ありませんか。

<異議なしの声>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は議長が指名することに決定いたしました。

慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます。議席番号1番綿委員と議席番号2番中島委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に日程第6、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、改選後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号、入善町農業委員会会長職務代理者互選の件が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの「入善町農業委員会会長互選の件」と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者を以って当選人とすると規定されております。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

<全員異議なし>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。

それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願います。

鬼原委員

職務代理者は、農業委員会会長に代わる重要な職務ですので、前任の職務代理者でもあり、入善町農業と深い関係がある、みな穂農業協同組合の酒井委員が適任であると思います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、鬼原委員から、会長職務代理者の候補者として、酒井委員の推薦がありました。お諮りいたします。酒井委員を以って本案件の当選人と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

<全員起立>

議長（鍋嶋 太郎）

起立全員であります。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に酒井委員が選出されました。

酒井委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定を以って、当選人に対する告知とさせていただきます。

酒井委員

私から一言よろしいでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

会長職務代理者に当選されました酒井委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

酒井委員

ただいま選任いただきました、酒井です。

先ほどからの話にありますように、今の農業は難題を抱えております。新聞等では、T P Pは先送りになるようですが、依然として食料自給率は低いです。そんな中で、農業振興や担い手育成に力を入れなくてはならないと思います。会長と共に全力で職務に当たらせていただきますので、皆様のご指導をよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、酒井委員は会長職務代理者席にご着席下さい。

<酒井委員が会長職務代理者席へ移動>

議長（鍋嶋 太郎）

引き続き、議案の審議に戻ります。

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は、新潟県糸魚川市大字〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町新屋〇〇番地〇〇の〇〇さんです。農地の所在地は、新屋〇〇、新屋〇〇、新屋〇〇で、現況地目、公簿地目ともに全て田、計3筆で合計面積は2,258㎡です。

譲渡人の〇〇さんは、相続により当該農地を取得しましたが、県外に住んでいるため、入善町在住の譲受人に所有権を移転します。

つづいて3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、通作時間

は2、3分で、通作に支障はないと見込まれること、農作業の従事経験等は60年であることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人は5月から10月まで農作業に従事していることから、農地の取得者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は7,725㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条の規定による許可申請に係る意見書の確認印は、寺崎委員からいただいています。

続いて申請番号2番、譲渡人は、入善町東狐〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町東狐〇〇番地の株式会社〇〇です。農地の所在地は、東狐〇〇、現況地目、公簿地目ともに田、計1筆で面積は100㎡です。

この案件は、後ほど議案第2号で審議していただく、農地法第5条の転用申請と関連があります。

譲受人の株式会社〇〇は、〇〇さん、妻の〇〇さん、息子の〇〇さんの3人で構成する農業生産法人です。

今回、〇〇さんは、株式会社〇〇の事務所でもある実家に隣接して、住宅を建設する計画を立てました。

父親である〇〇さん所有の土地だけでは、十分な住宅敷地を確保できないため、隣接する農地を譲り受けて一部を住宅敷地とし、残地は農地のまま利用する計画です。

農業経営は株式会社として行っているため、農地の部分は、株式会社〇〇が譲り受けます。

次に、3条許可要件の確認です。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地は全て耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が一通り揃っていること、通作距離は約50mで、通作に支障はないと見込まれること、法人の構成員はすべて10年以上の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農業生産法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、譲受人である法人の構成員は、4月から9月まで農作業に従事していることから、農地の取得者が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は187,198㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ

ば、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれはないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条の規定による許可申請に係る意見書の確認印は、大井委員からいただいています。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

寺崎委員

申請番号1番の確認をいたしました。譲渡人が、ご主人の農地を相続したのですが、糸魚川にお住まいのため、農地の近くに住んでいる譲受人に所有権を移転するものです。譲受人の〇〇さんは、農業経営を行っておられますので問題ありません。

大井委員

申請番号2番の確認をいたしました。この案件は、議案第2号、農地法第5条の規定による意見進達についてと関係するもので、農家分家住宅の用地を確保する際の残地が、当該農地であります。適当な案件であると考えております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

<質問、意見なし>

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全員「異議なし」の発言あり>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を原案どおり許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全員異議なし>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり許可することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に日程第8、議案第2号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

今回は2件の申請がありますが、申請番号1番と2番は、関連した一つの申請ですので、同時に説明いたします。

申請番号1番、譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、譲受人は入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。申請地は東狐〇〇、地目は畑、面積は127㎡です。転用の目的は農家分家住宅敷地、転用形態は所有権移転です。

続いて申請番号2番、譲渡人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、譲受人は同じく入善町青木〇〇番地〇〇の〇〇さんです。申請地は東狐〇〇、地目は田、面積は136㎡です。転用の目的は農家分家住宅敷地、転用形態は所有権移転です。

申請者の〇〇さんは、現在、妻と子供と4人で〇〇地区のアパートに住んでいますが、子供の成長に伴って手狭になってきたため、自己所有の一戸建て住宅に住む計画をしたことから、今回の申請となりました。

申請者は、昨年、両親と一緒に農業生産法人を立ち上げ、主にハウス野菜を栽培しており、これからも家族が協力して農業に従事していくため、実家の近くで家を建てたいと希望していることから、実家に隣接した父所有の畑を譲り受けて、家を新築しようと考えました。

しかし、その畑だけでは住宅に必要な面積を確保できないため、その畑に隣接する田を所有する〇〇さんに交渉したところ、田の譲り渡しに了承を得られたことから、二つの農地を合わせて住宅を新築する計画となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が農家分家住宅敷地であり、運用通知第2の1のイのcのdによる、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定に当たっては、申請者が従事する農場の近隣で用地を探してみましたが、申請地以外には申請地の周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性について申請地は適当であると考えます。

申請地は、昭和47年2月25日及び平成23年6月13日に農振農用地から除外されており、永年小作権の合意解約書の写し、隣接耕作者の同意書及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いします。

大井委員

今回の申請の確認をしました。先ほどの議案第1号でも説明しましたとおり、議案第1号の申請番号2番と、議案第2号の申請番号1番、2番は、1つの関連した案件であります。一部他人の土地と父親の土地を利用した住宅地と、残地を農地のまま所有権移転するものです。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

宅地は、申請2件を足した面積になるのですか。

事務局

宅地は、申請2件を足した面積になります。住宅地図ですので記載されていませんが、新しく建築する家への進入路は、町道に面した〇〇さん宅と〇〇さん宅の敷地内にあります。建築確認申請の基準に問題はありません。

米山委員

申請番号2番の譲受人と譲渡人は、親戚ですか。

大井委員

特に関係がなかったと記憶しております。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全員「異議なし」の発言あり>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

それでは、これより採決を行います。

議案第2号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

<全員異議なし>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、本案件は原案どおり県知事へ進達することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に日程第9、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成23年8月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は更新1件の申請です。

申請番号1番。横山〇〇、横山〇〇、横山〇〇、地目はすべて田、計3筆で1,633.77㎡、貸付人は入善町柵山新〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町柵山新〇〇番地の農事組合法人〇〇、借賃は10aあたり17,400円で期間は5年です。

以上、更新1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

今回は1件ですか、少ないですね。

寺崎委員

8月に設定するのは珍しいですね。

事務局

平成23年3月31日に利用権の期限が切れていましたがそのままになっており、今になって再設定したものです。

議長（鍋嶋 太郎）

17,400円だと標準賃借料の「上」ですね。
期間は5年と短いようですが。

事務局

借受人の他の利用権の更新年度に合わせて5年としています。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<全員「異議なし」の発言あり>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

<全員異議なし>

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉議します。

その他の件であります。せつかくの機会でありますので、委員の皆さんから何かございませんか。

<発言なし>

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、事務局から何かありませんか。

事務局

では事務局よりご案内させていただきます。富山県農業会議の開催する新任農業委員の研修会が8月18日木曜日にあります。新任委員でない方の参加も承りますのでよろしく申し上げます。車は事務局で用意いたします。12時30分に役場を出発する予定です。

また、農地パトロールについてですが、去年は8月にパトロールをしておりました。今年は選挙と重なってしまいましたので、9月の農業委員会の時に農地パトロールを行いたいと思います。農業委員の皆さんの担当地区で、農地パトロールで回りたい場所の希望があれば伺います。

福澤委員

上飯野から堤防沿いに墓ノ木に上がっていくコースにいくつか見ていただきたい場所がありますので、お願いします。

事務局

では、耕作放棄地の〇〇の3反歩田をパトロールして、それから堤防沿いを上がって、舟見の、耕作放棄地を解消した田を回ることにしたいと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、次回の委員会の日程ですが、開催日は、9月1日木曜日午後1時30分で、会場はこの場所とさせていただきます。委員会後に、農地パトロールということでお願いします。

本日は、改選後の初めての委員会でありましたが、長時間にわたって慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

皆様方のご協力により、委員会が無事終了しましたことに、厚くお礼申し上げます。

終わりになりますが、本日、選任いただきました会長、会長職務代理者、共々に、微力ではありますが、この重責を果たすために、一層の努力をして参る所存でありますので、今後とも、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回入善町農業委員会を閉会します。どなた様もお疲れ様でした。

（閉会 午後4時10分）